

春日部市告示第 14 号

振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のとおり定め、平成17年10月1日から施行する。

平成17年10月1日

春日部市長職務執行者 三枝 安茂

特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準

次の表のとおり

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から 午後7時まで)	夜間 (午後7時から 翌日の午前8時まで)
	第1種区域	60デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考

- 第1種区域及び第2種区域の区分は、次に定めるとおりとする。
  - 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域以外の地域
  - 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベル

を減じて得た値とする。

春日部市告示第 281 号

平成 17 年春日部市告示第 14 号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成 27 年 6 月 23 日

春日部市長 石 川 良 三

1. 表の備考 2 中「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条」を「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項」に改める。
2. 表の備考 2 中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。